

大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第40号

大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則（平成26年大和市規則第40号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則

第1条中「大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例」を「大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例」に改める。

第4条中「大和市文化創造拠点運営審議会」を「大和市文化創造拠点等運営審議会」に、「文化創造拠点」を「文化創造拠点等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

（大和市事務分掌規則の一部改正）

2 大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条文化スポーツ部図書・学び交流課第25号中「文化創造拠点」を「文化創造拠点等」に改め、同課第26号中「文化創造拠点運営審議会」を「文化創造拠点等運営審議会」に改める。

（やまと芸術文化ホール条例施行規則の一部改正）

3 やまと芸術文化ホール条例施行規則（平成26年大和市規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表第3、2 駐車場等の利用料金の減免の表減免をする場合の欄中「大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例」を「大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例」に改める。

（大和市屋内こども広場条例施行規則の一部改正）

4 大和市屋内こども広場条例施行規則（平成26年大和市規則第42号）の一部を次のように改

正する。

第5条第1項中「大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例」を「大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例」に、「第2条第1号及び第3号」を「第2条第1項第1号又は第3号」に改める。